

博物館の登録に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の規定に基づく博物館の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第2 法第12条第2項の規定による登録申請書の添付書類は別紙のとおりとする。

(登録の審査方法)

第3 法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。

(定期報告)

第4 法第16条の規定による定期報告は、博物館定期報告書（要領様式第1号）により行うものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

(公立博物館の場合)

- 1 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
- 2 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

(私立博物館の場合)

- 3 設置者である法人の法人登記事項証明書
- 4 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画等
- 5 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 6 設置者である法人が、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- 7 設置者である法人及びその代者等が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類

(全員提出)

- 8 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 9 博物館資料の収集、保管及び展示並びに調査研究の実施に関する基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 10 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類
- 11 博物館の事業に関する収支計画を示した書類
- 12 博物館資料の目録
- 13 館長の氏名、職務内容及び経歴を示した書類
- 14 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示した書類
- 15 博物館の組織図及び職員名簿
- 16 職員への研修の実施計画又は実績
- 17 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示した書類
- 18 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面並びに設備に関する書類
- 19 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示した書類
- 20 防災及び防犯の観点から対応している事項を示した書類
- 21 多様な利用者に対する安全及び利便性の確保並びに博物館が円滑に利用されるための配慮の観点から対応している事項を示した書類
- 22 博物館のパンフレット又は案内図

(要領様式第1号) (第4関係)

博物館定期報告書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

博物館法第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合している内容の変更有無		<input type="checkbox"/> 変更無	<input type="checkbox"/> 変更有
変更内容	変更事項	変更内容	

- (添付書類) 1 館則(博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。)の写し
- 2 博物館の前年度の収支決算書又は当年度の収支計画書
- 3 博物館の前年度の事業実績を確認できる年報、要覧又はそれに類するもの